

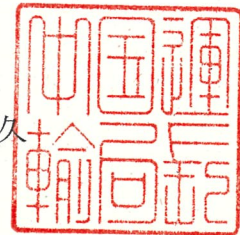
公 示

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月30日中国運輸局公示第51号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので公示する。

令和6年9月26日

中国運輸局長 金子 修久



一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（中国運輸局公示）新旧対照表

新	旧
<p>制定 平成28年11月30日 中国運輸局公示第51号            改正 平成29年 1月31日 中国運輸局公示第73号            改正 平成29年 3月17日 中国運輸局公示第96号            改正 令和 2年11月26日 中国運輸局公示第51号            改正 令和 3年 5月31日 中国運輸局公示第15号            改正 令和 5年 9月29日 中国運輸局公示第53号            改正 令和 6年 4月 1日 中国運輸局公示第 2号  <u>改正 令和 6年 9月26日 中国運輸局公示第25号</u></p>	<p>制定 平成28年11月30日 中国運輸局公示第51号            改正 平成29年 1月31日 中国運輸局公示第73号            改正 平成29年 3月17日 中国運輸局公示第96号            改正 令和 2年11月26日 中国運輸局公示第51号            改正 令和 3年 5月31日 中国運輸局公示第15号            改正 令和 5年 9月29日 中国運輸局公示第53号            改正 令和 6年 4月 1日 中国運輸局公示第 2号</p>
<p>公 示</p>	<p>公 示</p>
<p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p>	<p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p>
<p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を別紙のとおり定めたので公示する。</p>	<p>一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を別紙のとおり定めたので公示する。</p>
<p>平成28年11月30日</p>	<p>平成28年11月30日</p>

中国運輸局長 鶴沢 哲也

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

(略)

附 則 (略)

附 則 (令和6年9月26日 中国運輸局公示第25号)

1. この基準は、令和6年10月1日から施行する。
2. 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の基準により行政処分等を行うものとする。

中国運輸局長 鶴沢 哲也

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

(略)

附 則 (略)

(新設)

○一般貨切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反	適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反
運輸規則第16条	遅延に関する公示義務違反	勧告	警告	運輸規則第16条	遅延の揭示義務違反	勧告	警告
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 勤務時間等基準告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注) (注) 処分基準4.(1)②ハに該当するものを除く。	警告 10日車	10日車 20日車 40日車 80日車	運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注) (注) 処分基準4.(1)②ハに該当するものを除く。	警告 10日車	10日車 20日車 40日車 80日車
運輸規則第24条第1項、第2項、第3項	点呼の実施義務違反(注1) 1 未実施(注2)(注3) 2 不適切(注4) 3 軽微な違反(「1」「2」「4」以外の違反) 4 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5) (注1) 未実施、不適切及び軽微な違反が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 以下の場合は未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。 ・省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼 ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 ・運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼 (注3) 処分基準4.(1)②ホに該当するものを除く。 (削る) (注4) 以下の場合は不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。 ・省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼 ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 (注5) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合、ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点呼記録により事業者が証明した場合を除く。	40日車 20日車 警告 100日車	80日車 40日車 10日車 200日車	運輸規則第24条第1項、第2項、第3項	点呼の実施義務違反(注1) 1 未実施(注2)(注3) 2 不適切(注4) 3 軽微な違反(「1」「2」以外の違反) (新設) (注1) 未実施、不適切及び軽微な違反が混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (新設) (注2) 処分基準4.(1)②ホに該当するものを除く。 (注3) ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむを得ない場合を除く。)した点呼 ・運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 ・運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼 (注4) ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 ・疾病・疲労の有無について、報告及び確認をしていない点呼 (新設)	40日車 20日車 警告 10日車	80日車 40日車 10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「4」「5」以外の違反(注1) ①一部不適切(実施2/3以上) ②一部不適切(実施1/2以上2/3未満) ③大部分不適切(実施1/2未満) 2 飲酒運転防止(アルコール検知器使用)に係る指導監督義務違反(注2) 3 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注3) 4 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注4) 5 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車と離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(4)の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用	警告 20日車 40日車 60日車	10日車 40日車 80日車 120日車	運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」「4」以外の違反(注1) ①一部不適切(実施2/3以上) ②一部不適切(実施1/2以上2/3未満) ③大部分不適切(実施1/2未満) 2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注2) (新設) 3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3) 4 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車と離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(3)の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用	警告 20日車 40日車 60日車	10日車 40日車 80日車 120日車
			別紙1				別紙1
			別紙2				別紙2

